

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅販売瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認書

住所

氏名又は名称 殿

（法人にあっては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第18条第9項の規定により、

〔法第14条第2項第1号の債務名義〕

〔法第14条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第14条第1項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕

において記載され、又は記録された代金返還請求権等のうち、法第14条第1項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第14条第1項の代金返還請求権等の額

注 「公正証書等」とは、法第14条第2項第2号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。